

平成27年 第10回
教育委員会臨時会会議録

平成27年4月28日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2421号

平成27年第10回臨時会

日時 平成27年4月28日(火) 午後3時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
教育政策担当課長	橋 本 誠
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	齊 藤 和 彦

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第47号 港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区教育委員会請願取扱い基準の一部改正について
- 2 白金の丘学園開校記念式典について
- 3 三田図書館の移転改築に向けた利用者アンケートの実施について
- 4 図書館の平成26年度利用集計について
- 5 平成28年度使用中学校教科用図書採択日程について
- 6 平成27年度港区小中学生海外派遣事業について
- 7 生涯学習推進課の5月事業予定について

- 8 図書館・郷土資料館の5月行事予定について
- 9 5月指導室事業予定について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成27年第10回港区教育委員会臨時会を開会いたします。
(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。
本日の署名委員は、小島委員にお願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第47号 港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

○澤委員長 日程第1、審議事項に入ります。議案第47号「港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第47号「港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法に基づき、教育委員会の会議や議事の運営に関する事項について、港区教育委員会会議規則で規定しています。参考資料の現行の港区教育委員会会議規則をご参照ください。

教育委員会の会議につきましても、これまで地教行法第13条の規定に基づき、原則公開としておりますが、人事に関する案件については、委員長の発議に同意いただき、秘密会として非公開としております。議案資料ナンバー1の2ページ、新旧対照表の下段が現行の規則ですが、非公開としてはあるものの、規則の中では特にその旨を明記していません。なお、秘密会の会議録に関しての記載については、第28条2項及び3項で、その旨を規定しています。

このたび、会議の公開、非公開、また非公開としたときの会議録の取扱いは、区民に直接かわる事項であり、港区教育委員会として明確に規定することによってわかりやすくなるため、秘密会という文言の整理を含め規則の一部を改正するものです。

改正内容は、2ページ、新旧対照表の上段の改正案のとおりです。第13条に第2項を新たに追加し、地教行法と同様の表現で、会議の公開、非公開について規定いたします。また、第28条では、秘密会という表現を改め、非公開の場合として会議録の取扱いについて規定するように改正したいと思っております。

この改正規則は、3ページの付則にありますとおり、本日、教育委員会の議決を受けまして、5月1日を施行日としております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 2ページの第13条に「人事に関する事件その他の事件」と書いてあります。この表現ですと何でもありと受け取れるような気がしますが、その他の事件について、想定はあるのですか。

ようか。

○**庶務課長** 「人事に関する」という表現は非常にわかりやすいと思いますが、個人に関する情報がストレートでなくても間接的な組み合わせでわかってしまう場合など、一般的に情報公開のときに非公開とする場合が事例としてあると思いますが、個人が識別され得るものが一つ想定されます。

また、契約関係の事案で、事務事業の目的を阻害し、公正な執行に困難が生じる恐れがあるもの、意思決定の中立性が損なわれる場合もしくは意思決定の過程のもの、まだ区として公にできない、例えば予算に関する内容などは、公式には区長記者発表をもって区民にお知らせしておりますので、こういったものが現時点で想定されている案件です。

○**小島委員** 綱川委員が言われるように、その他の事件とただ書いてあると、全ての案件を秘密会にすることができるように読み取られかねないです。今、庶務課長が言った3つをまとめると、個人の人権に関わったり、会の公正にかかわったり、意思決定の過程ということですが、なかなか一つにまとめられないですね。人事に関する事件その他こういうことについてと入れないと何も限定していない書き方になってしまいます。

○**庶務課長** 例えば国会や地方議会では、国会法なり憲法でも出席議員の3分の2以上の多数の議決という規定はありますが、特に理由を示しておりません。

○**澤委員長** なるほど。出席者の良識に任せているということですか。

○**庶務課長** はい。

○**教育長** 地教行法の教育委員会の会議に関する規定とほぼ同じ規定となっています。「人事に関する事件その他の事件」となっているのは、どのような場合かというお尋ねに対しては、今、庶務課長が言ったとおりです。形式的に該当するから自動的にこれは非公開になるということではありません。公開することに差し障りがあるのかどうか、その都度説明をして、その他の事件に関しては、現段階で公開にするとこういう差し障りが出てくるので非公開にしたいと思いますがいかがでしょうか、という形で皆さんの賛同を得られれば非公開にするということです。

○**澤委員長** 今、教育長が言われたように、委員長がまず発議して、教育委員の皆さんが賛同しなければ非公開にはできないのですから、教育委員の皆さんがその良識に基づいて判断していただくということなので、特に何か入れなくてもよいのではないですか。

○**綱川委員** その他の事件と入れずに、人事に関する事件等でもいいのではないですか。その他の事件とわざわざ書くこと自体が、法律に縛られて、わかりづらい文言にしているように思えます。

○**教育長** 地教行法では、こういう条文の文言になっています。港区では特に規定しなくても、地教行法の規定が直接適用されるからいいとしていましたが、秘密会とだけ出てくるとわかりにくいので、明確にわかりやすくしようという趣旨で改めて規定するものです。

○**小島委員** 事件という言葉が気になりますが、地教行法に事件と書かれているのでしたら無視できませんね。

○**澤委員長** それでは採決に入ります。

議案第47号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第47号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 港区教育委員会請願取扱い基準の一部改正について

○澤委員長 日程第2、教育長報告事項に入ります。

「港区教育委員会請願取扱い基準の一部改正について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「港区教育委員会請願取扱い基準の一部改正について」ご報告いたします。

資料ナンバー1です。教育委員会に対する請願や陳情につきましては、先ほどの議案資料ナンバー1の参考資料の教育委員会会議規則に規定がありまして、3ページ、第6章第27条の2と3に請願、陳情に関しての記述があります。また、第27条の4で、手続き、その他必要な事項は別に定めとなっているのが教育委員会請願取扱い基準です。

これは請願の取扱いという題名となっており、陳情について特に規定するという題名にはなっておりませんが、この基準の9では、陳情についても準用するとし、手続き等についても請願と陳情が全く同じ取扱いとしてございました。

改めて、この請願と陳情とはどういうものか確認してまいります。請願は、憲法第16条に認められた国民の権利の一つであるので、国または地方公共団体の機関に対し、例えば法令の制定、改廃や制度改正等に関する希望を述べること。陳情は、公の機関に対して具体的な事柄について実情を述べて、適切な措置をとるよう要望することです。請願のように憲法に保障された権利ではないので、請願と陳情の違いはあります。

このようなことから、請願や陳情は、区民が直接意見や要望を出せる機会ですので、これについては、より明確に基準等でお示しすることでわかりやすくなるため、今回、一部について改正するものです。

改正後の基準については、題名に「陳情等」と文言を入れます。陳情等の「等」の意味は、陳情に限らず、要請などいろいろなスタイルのものが想定されますので、等という表現にしています。取扱いとしては、請願と陳情については分けることにしたいと思っております。

請願については、これまでどおりで変更点はございませんが、陳情については、請願準用ではなく、9でこの限りではないという表現にさせていただきたいと思っております。

具体的には、陳情等については、教育委員会会議規則によって、請願のように請願者からの希望に応じて、趣旨説明や教育委員の皆さんによる質疑は行わないという運用をしていきます。陳情等の場合は、陳情書を教育委員会で配布するという取扱いをしていき、また、今回の基準の改正に合わせて、文言に一部修正を加えてございますので、そのあたりも整理させていただきたいと思っております。

施行は、平成27年5月1日といたします。請願又は陳情を申し出る方には、きちんと説明の上、混乱のないように進めてまいります。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 請願と陳情の定義を述べていただきましたが、違いがいま一つわからなかったので、もう一度ご説明を簡単に結構ですのでお願いします。

○庶務課長 憲法の条文を読み上げます。憲法第16条です。何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令、または規則の制定、廃止、または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたために、いかなる差別待遇も受けない。

請願について一般的に言われているのは、国または地方公共団体の機関に対し、いろいろ改善なり希望を述べるといことです。請願を受理した機関は、それを誠実に処理する義務を負う。ただし、その内容を実現するための措置をとる義務までは負わないというのが解説になっているところ

です。
陳情については、公の機関に対して具体的な事柄について実情を述べて、適切な措置をとるよう要望するというです。請願のような権利ではないと、憲法等で保障された権利ではないというところがあります。

○小島委員 わかりました。実際に提出されたものが請願なのか陳情なのか、非常に判断が難しい場合があると思います。従前、陳情は請願に準ずるとしていて、それは極めて適切な書き方で、改正後はこれによらないとなっています。おそらく一般の方は、請願と陳情の区別は難しいと思うので、受け付ける時に、請願と陳情の取扱いを説明してあげてはどうでしょうか。

○庶務課長 委員のご指摘のとおり、当然、受け付けの際にはひととおりの説明した上で、請願であればこの様式に則っていただき、なおかつ希望があれば趣旨説明をこの教育委員会の場でさせていただきます。あらかじめホームページ等でもきちんとご説明した上で、さらに窓口でもしっかり対応していきたいと思っております。

○小島委員 従前の基準と今回改正する基準を見ると、改正のところが赤字で書かれています。タイトルが請願又は陳情等と変わり、1から8までは変更がなく、9で「準用する」が「この限りではない」となっています。これはどうしてこうなるのですか。

○庶務課長 これまで、請願と陳情は全く同じ取扱いであったというところに着目して、先ほどご説明した請願と陳情の違いからしますと、この取扱いについてもきちんと違いを持たせることが最大のポイントです。これまでは準用としていたところをこれによらないとするものです。

○小島委員 「この限りではない」となると、1から8までを考えなくていいという意味ですか。

○庶務課長 教育委員会会議規則第27条の3に、請願書又は陳情書は日本語を用いて作成し、その趣旨、提出年月日、提出者の住所及び氏名を記載し、押印しなければならないとしています。これは全て行わなければならないものです。

○小島委員 そうですか。これになるわけですね。

○澤委員長 陳情であっても、第27条の3のとおり書式に則るといことですね。ぜひとも教育委員会の席上で趣旨説明をしたい場合は請願、そこまでしなくても意見だけ言いたい場合は陳情

と、現実的に分類するという事です。その辺がはっきりわかるようになっていいと思いますが、
どうですか。

○小島委員 少し違和感があります。請願はこうだけ陳情はこうだと何か書いてあれば、請願又は陳情の取扱い基準となりますが、9で陳情はこの限りではないという記載は何か肩すかしに合ったような感じがします。

○庶務課長 基準を理解するのに規則へ戻らないとわからないのではどうかというご指摘です。今一度、9については、少し厚く表現することで完結できればよりわかりやすいものになると思いますので検討させていただきます。

○綱川委員 庶務課長の説明では、6、7、8以外は準用するという事だと思えます。しかしこのままでは、1から全部準用しないことになってしまいますので、9は変えたほうがいいと思えます。ただ、今まで教育委員会としては、本人の希望で陳情にするか請願にするか取り扱ってきたので、ここで明文化する必要があるのかという気がします。

○澤委員長 請願の場合は、趣旨説明を希望すれば、この教育委員会の場で説明を受けなければならないが、陳情の場合はそれはやらなくてもいい。その辺のことがはっきりわかるように、ご検討をお願いします。

○庶務課長 ご指摘のように、確かに日本語を用いるなど規則と取扱基準の両方に係ることですので、この取扱基準の中で全て完結できるようもう一度考えたいと思えます。

○永山委員 取扱基準5で、前日までに受理した請願は当該教育委員会に送付するとありますが、前日までに提出された場合は翌日の教育委員会にかけるということですか。

○庶務課長 例えば、本日の教育委員会にかけるとは昨日までに受理した請願であればという意味です。

○綱川委員 今朝持ち込まれた場合は、どうなりますか。

○庶務課長 次回の教育委員会となります。

○永山委員 送付するとはどういうことですか。

○庶務課長 教育委員会に送るという意味です。事務局が受理し、正式に教育委員会へ送るということです。

○澤委員長 教育委員会開催の前日までに提出された場合は、その翌日の教育委員会に送付して、教育委員の皆さんに資料として配布し、報告するということですね。

○永山委員 わかりました。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 白金の丘学園開校記念式典について

○澤委員長 次に、「白金の丘学園開校記念式典について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「白金の丘学園開校記念式典について」ご報告いたします。

資料ナンバー2です。白金の丘小学校・白金の丘中学校は、本年4月1日、港区立小中一貫教育校「白金の丘学園」として開校いたしました。この学園の開校を記念し、教育委員会といたしまして記念式典を開催いたしますので、その概要をご説明いたします。

日時は6月20日土曜日、午前10時から11時の1時間程度を予定しています。場所は学園の体育館です。

内容につきましては、資料3に現在の予定として記載しています。これまで、小中一貫教育校としてはお台場学園の事例がございます。そのあたりを参考にしながら学園と打ち合わせをし、詳細は詰めているところですが、おおよそこのような形で考えています。

特徴的な内容としては、通常の学校改築の落成式とは異なり、区長から校長に学園旗をお渡しする場面を設定しております。

また、児童・生徒の出し物として、具体的に何をするか学校に投げかけておまして、例えば、お祝いの言葉、歌など具体的な名称が入ってくる予定です。このあたりは学校の意見を反映させていきたいと思っております。

式典終了後は、昨年11月にしゅん工を記念した内覧会をやっていますが、当時と違い備品も入り、子どもたちが生活している学校をご覧になりたいという方がいらっしゃれば、施設見学も設定していきたいと考えています。

出席予定者は資料4です。招待者はしゅん工内覧会のときとほぼ同様ですが、今回は港区と港区教育委員会の両方による式典ですので若干増えるかと思えます。今のところ260名程度、さらに学校の意向でプラスする場合もあり、児童・生徒も一緒にということですので、教職員と合わせて約600名、区長、教育委員の皆様をはじめ区の関係者20名程度で、全体として900名近い大規模な催し物になると思っております。

詳細については、さらに学校側と詰めて準備していきたいと思っております。5月中旬には関係の皆様へ招待状の発送を予定しています。

簡単ですが、説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○教育長 確認ですが、主催者は港区と港区教育委員会ですね。少なくとも学校ではないですね。

○庶務課長 港区と港区教育委員会です。

○教育長 学園旗授与というのは、私も初めてで、区長から校長にという形ですが、この意味をお尋ねします。区長から校長にという意味は、どう説明しますか。

○庶務課長 学校の設置者は区長であり、区の代表者は区長という考えのもとです。

○教育長 児童・生徒の出し物の中で、ぜひとも校歌のお披露目をしていただきたいですね。当日は、都倉先生もおいでなので、例えば指揮をしてもらうとか何かできれば、なおいいと思います。

○澤委員長 作詞作曲された都倉先生もおいでですから、校歌お披露目というのを式次第に入れてほしいですね。

○庶務課長 そのあたりは校長といろいろお話ししまして、今の段階では、学校の出番の中で校歌

披露をきちんと位置付けて出すかどうかも含めて検討していただいております。児童・生徒の出し物の中で出すのか、それとも別出しにして項目を追加するのか。当然ながら作詞作曲の都倉さんのご紹介もありますし、場合によっては指揮ということも想定しております。

学園旗の授与の場面では、校旗のデザインをしていただいた福邊さんは、この学園を一緒につくっていただけた方ですので、これまでにない形と思いますが、しっかりとお披露目したいと思っております。

○澤委員長 ぜひとも、教育長が言われた校歌をお披露目する場を設定していただくようお願いいたします。ほかに何かございますか。

○小島委員 招待者が260名とかなりの数になります。キャパシティの問題もありますが、地元にとっては非常に期待の高い小中一貫校ですから、地元町会は会長と限定せず、ほかに出席したい人がいる場合は、2、3人ぐらい余裕を持たせるなど、大勢でお祝いしてあげたいという気がありますがどうでしょうか。

○庶務課長 体育館ということで広さ的には入りますが、椅子の状況がありまして、招待者向けで用意できるのは300脚ということです。

たくさん来ていただきたいところですが、この検討委員会で一緒に検討してきていただいた前の委員さんも含めて考えています。

○小島委員 前校長の福永先生はどこに入りますか。学校関係者ですか。

○庶務課長 前校長、副校長も考えております。さらに追加するかどうかは、今、学校と相談しております。

○小島委員 同窓会会長をはじめ皆さんが一生懸命やってくれていますので、もし余裕があれば、希望する方には来ていただきたいと思います。

○教育長 ただ、招待状を出す関係もあるので、招待者は明確にした方がいいですね。

○庶務課長 しゅん工内覧会のときよりも招待者は増えると想定しております。地域にどう配慮するかは、学校の意向を十分に尊重したいと思っております。

○澤委員長 庶務課長が言われたように、入学式のときに伊藤校長が椅子が足りないと言っていました。その後手当てされたのかわかりませんが、地元を挙げてこれからの学園の進展を期待しますので、その辺よろしく配慮をお願いします。

○永山委員 お台場学園の開校式典を思い出しますと、子どもたちがお台場学園歌を歌ったときの歌声を今でも鮮明に憶えています。やはりいろいろ苦労があったので、関係者みんなが涙しながら子どもの歌声を聞いていたことが一番の思い出です。先ほど教育長が言われたように、出し物の中に一括ではなく、できれば式典の中に学園歌の項目をきちんと入れていただけたらと思います。

○庶務課長 歌う場面として、全校児童・生徒が構えてみんなでというご希望がありましたので、体育館いっぱい子どもたちの声が響き渡るというのは非常に喜ばしいことと思います。そのあたりを十分配慮して盛り上げる演出で、みなさんに喜んでいただけるような式典にしていきたいと思っております。

○澤委員長 教育委員会としても、お台場学園に続いて2校目という位置づけですので、庶務課長、準備をよろしくお願いします。

○庶務課長 はい。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

3 三田図書館の移転改築に向けた利用者アンケートの実施について

○澤委員長 次に、「三田図書館の移転改築に向けた利用者アンケートの実施について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 「三田図書館の移転改築に向けた利用者アンケートの実施について」資料ナンバー3を使いまして、ご説明させていただきます。

平成27年度に策定予定の三田図書館基本計画策定に当たりまして、利用者の皆様のご意見を伺うため、利用者アンケートを実施します。

アンケート用紙を置くのは、2調査対象の区立図書館6館と高輪図書館分室、三田図書館という地域性もありますので男女平等参画センターの資料室にも置かせていただきます。

実施方法としては、アンケート用紙を窓口で直接利用者の方に配布し、各館に1,000枚程度置き、回収数の増を図りたいと考えています。

スケジュールは、5月15日から31日までアンケート用紙を配付します。周知方法は、5月7日から図書館ホームページへ掲載し、5月21日号の広報「みなと」に記事を掲載する予定です。

2ページをご覧ください。アンケート用紙の表面です。現在の三田図書館が芝五丁目に移転し、産業振興センターとの複合施設として開設することについて記載しています。現在位置と移転地を図で示しています。移転時期は、平成33年度中を予定しています。

3ページは、実際に利用者の方にお答えしていただくアンケート回答用紙です。【A】ご自身のカード登録の状況等について、【C】からが新三田図書館についてお聞きしたい内容で、充実してほしい施設、取り入れたい機能、求めるサービス、自由意見の項目で利用者の皆様からご意見を伺う予定です。このアンケートの結果は、今年度策定予定の基本計画へ反映させてまいりたいと思います。

以上、簡単ですが、報告させていただきます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

調査対象は区立図書館6館その他ということですが、アンケートの内容は新三田図書館についてなので、他の図書館利用者がこれをもらっても書く気がしないように思いますが、いかがですか。

○図書・文化財課長 その点については、私ども事務局でも相談しました。みなと図書館、麻布図書館、三田図書館の3館を併せて利用する方が多いと聞いていますので、3館だけにするか、全館にするかは悩んだところですが。三田図書館だけに置くのも非常に厳しいということもあり、全館へ置くことといたしました。

○澤委員長 回収などで若干手間暇かかりますが、アンケートで広くご意見を集めたいという趣旨

ですね。

○**綱川委員** このアンケート用紙の【A】にカード登録、あり、なしと書いてありますが、正式名称の図書貸出カードとしないと、図書館に来ても借りたことがない人は、このカード登録の意味を違っていると困るので、正しく書いたほうが良いと思います。

○**図書・文化財課長** 委員のご指摘を踏まえまして訂正させていただきます。

○**小島委員** 区分に港区在学とありますが、港区に住んでいる学生さんかどうか聞きたいのか、港区の学校に通っている人と答えをもらうのか、どちらですか。

○**図書・文化財課長** 図書館の利用者が港区在住のほかに、在勤・在学者となっていることから、港区の在学者かどうかをお聞きするものです。

○**小島委員** わかりました。港区民の中学生、高校生、大学生は、港区在住の欄にチェックをつけるのですね

○**図書・文化財課長** そうです。三田図書館は、現在、5割が在勤・在学者と推計されておりますので、区民と区民以外の方の意見をお伺いすることとしております。

○**澤委員長** 港区在住で学校も港区だとすると、両方につけるのか、どちらかにつけるのか迷うと思います。

○**図書・文化財課長** 検討し、わかりやすくしていきたいと思います。

○**澤委員長** よろしくをお願いします。

○**永山委員** アンケート回答用紙のフォントが同じで、どこが質問なのかわかりづらいので、もう少し工夫していただいた方がよいと思います。Q3で具体的な内容をお書きくださいと書いてありますが、書く欄が小さいので検討してください。

○**図書・文化財課長** 何とか1枚目に収めることと、できるだけ短時間で済むように考えて今回つくらせていただきましたが、ご意見を踏まえまして修正いたします。

○**澤委員長** それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

4 図書館の平成26年度利用集計について

○**澤委員長** 次に、「図書館の平成26年度利用集計について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○**図書・文化財課長** 「図書館の平成26年度利用集計について」教育委員会資料ナンバー4を御使しまして、ご説明させていただきます。

1 ページの貸出数の月別推移につきまして、一番わかりやすい図書冊数をもとにご説明をさせていただきます。麻布図書館の図書冊数の合計と前年度計をご覧ください。9万4,000冊から21万6,000冊に増えております。ここは麻布図書サービスセンターと麻布図書館の比較となっています。麻布図書館は昨年7月にオープンしまして、それまではサービスセンターということで、児童専門の図書室として開放していました。

みなと図書館では、前年度30万1,000冊が、今年度27万7,000冊となっています。前年度に比べて約92%となっています。一番下の合計の図書冊数が、前年度194万4,000冊で、今年度199万5,000冊。約5万冊増えておりますが、先ほど麻布図書館で10万冊以上増えていますので、ほかの図書館は減少しているということがここで見て取れます。麻布図書館が増えているのは再開による一時的なもので、来年度の予想では、おそらく他の図書館のような動きになってくるのではないかと推測されます。

2ページは予約数です。インターネットでの図書の予約数が前年度48万6,000冊から今年度48万9,000冊になっています。インターネットによる割合が予約全体の86%となっており、ほとんどの方がインターネットを利用されていることがこちらで分かります。

3ページは収蔵資料数です。全体合計の図書冊数は、前年度97万2,000冊から今年度100万冊を超えております。麻布図書館が開館したことによる図書資料数の増によるものです。

傾向としまして、今年度は麻布図書館の効果により、図書館全体の利用者数・貸出数ともに伸びていますが、やはり図書館の利用は徐々に低減傾向にあることが資料に映し出されています。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 予算特別委員会の際に、赤坂議員から、特定の図書に100～150人の予約が入っているという発言がありましたが、昨年度は上位5位ぐらいまででどんな図書がありましたか。

○図書・文化財課長 予算特別委員会でご説明させていただきましたのは、「村上海賊の娘」の上・下巻の予約数でした。これは読者大賞の受賞作品で、今も400件の予約が入っており、実際に図書館で借りられるまでに約1年かかります。予算特別委員会の中では、新刊本は図書館で借りるのではなく買うようにという意見もありました。

○小島委員 その次はわかりますか。

○図書・文化財課長 1位、2位が和田竜著「村上海賊の娘」の下巻、上巻で、3位がジェニファー・L・スコット著「フランス人は10着しか服を持たない～パリで学んだ“暮らしの質”を高める秘訣～」、4位が「鹿の王」上巻の「生き残った者」、5位が西加奈子著「サラバ!」、6位がピケティ著「21世紀の資本」です。以上が予約件数300を超えているものです。

○澤委員長 予約数の多い図書は、基準として各館で何冊ぐらい用意しているのですか。

○図書・文化財課長 図書館の選書は中央館であるみなと図書館を中心に行っておりますが、大体各館3冊を限度とする取り決めになっています。最大18冊ですが、人気があるものはお買い求めになって読み終わった方からの寄贈もあるようで、「村上海賊の娘」は1冊いただいています。現在、区立図書館全体で19冊あります。

○小島委員 ものすごく予約があるので、私費で購入した人に、読み終わったらぜひ図書館にご寄付くださいと広報するのはどうですか。

○図書・文化財課長 そちらについては、予算特別委員会でも自民党の議員の先生からお話をいただいておりますが、新しい本をたくさん入れてしまいますと原則5年間保存しなければならなく、そ

のスペースの確保のため、新たな本が買えなくなるということにもなります。図書館全体で18冊を限度、各館3冊までの原則を内規として定めています。

○網川委員 確か、鈴木たけし議員から麻布図書館の蔵書数についての質問がありましたが、今現在予定数に達していますか。

○図書・文化財課長 初年度8万冊を蔵書目標としていましたが、いろいろなご意見をいただきまして、現在9万冊になっております。購入のほかに寄贈本、池部良様のご家族からの寄贈本もありました。また他の図書館からの移動などもあり、予定より少し上回るペースで蔵書数を増やしています。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

5 平成28年度使用中学校教科用図書採択日程について

○澤委員長 次に、「平成28年度使用中学校教科用図書採択日程について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「平成28年度使用中学校教科用図書採択日程について」ご説明いたします。

区立小中学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第6号により、教育委員会で採択することとなっております。

また、小中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14号及び同法律施行令第14条により、同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められております。中学校で使用する教科用図書につきましては、前回、平成23年度に採択しましたので、本年度が採択年度となっております。

それでは、採択日程の概略を説明いたします。資料ナンバー5をご覧ください。

まず、概要についてですが、採択のための組織として、教科書選定研究委員会及び教科書調査研究委員会を設置いたします。

5月11日に第1回の教科書選定研究委員会を開催し、それ以降は実質的な研究機関である教科ごとの教科書調査研究委員会の中で調査研究を進めてまいります。

また、中学校へは5月下旬から6月上旬を目途に全種目の教科書を回覧し、各学校ごとに調査研究を実施いたします。

選定資料につきましては、教科書選定研究委員会の中で最終的な調整を行い、7月1日までに完成させた後に教育委員長に提出される予定となっております。

選定研究委員会は3回予定しており、3回目で選定資料が確定します。その後、事務局で調整し7月1日までに完成させる段取りになっています。

なお、この7月1日を目途に完成させる教科書選定資料につきましては、7月22日の教育委員会において選定研究委員会から各教科の選定資料について報告する予定です。

その後、8月4日の教育委員会において、平成28年度使用中学校教科用図書の採択を行う日程

を組ませていただいております。

次に、特別支援学級で使用する教科用図書についてご説明いたします。

本日、特に資料は用意しておりませんが、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、それぞれの障害種別、状況に見合った図書を毎年学校ごとに選定しています。特別の教育課程による特別支援学級で該当学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合には、学校教育法付則第9条及び同法施行規則第139条の規定に基づき、当該特別支援学級を置く学校の設置者が定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとなっております。

6月下旬頃、各特別支援学級設置校長あてに調査研究を依頼いたします。調査資料が提出され次第、委員の皆様には資料を送付させていただきます。

8月4日の教育委員会において、中学校教科用図書と合わせて採択をお願いすることになりますのでよろしくお願いいたします。

次に、平成28年度使用小学校教科用図書の採択についてです。平成28年度使用小学校教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、平成27年度と同一の教科書を採択することとなります。

なお、教科書展示の期間は資料の下段に示したとおりでございます。

教育委員の皆様には、選定研究委員会等の研究と並行して研究を進めていただきますので、教科書がそろい次第、教育委員会のご自宅へ配送いたします。

何かとお忙しい中恐縮でございますが、8月4日の採択に向けて粛々と進めてまいります。さまざまな形での情報提供は随時させていただきますので、ご質問等あれば事務局へお問い合わせいただければと思います。

報告は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

今年度の重要な教育委員会の役割だと思います。

実際に各教育委員会がどんな形で教科書を決定していくかというプロセスを、文部科学省がアンケート調査を実施しました。その調査結果によると、教育委員一人一人に教科書を配布しているのは、文部科学省が調べた範囲内では13%で、港区教育委員会が随分と真剣に取り組んでいるのが分かります。

○小島委員 指導室長、粛々と採択に向けて頑張っていると言われましたが、どんな心境でお使いになったのですか。

○指導室長 一つ一つ段取りが非常に多いことと思います。教育委員の皆様からのご意見を踏まえて、当日の採択は公開ですので、疑義が発生しないよう正確かつ簡易で、区民の皆様にもわかりやすい採択を進めなければならないと考えております。段取りについては一つ一つ丁寧にやらなければいけないため、その言葉を使わせていただきました。

○小島委員 公正の一つ一つ丁寧にという意味で粛々と言われたのですね。

○綱川委員 先月ぐらいから、マスコミで中学校の教科書採択の特集がいろいろ出ており、その中

にはやはり歴史的なものや国土的なものばかりが書いてあります。選定研究委員から資料を出していただきますが、明確に昨年から今年で変わったところを参考資料として早目にいただければと思います。よろしくをお願いします。

○指導室長 前回の採択においても、学習指導要領の変遷等についてのご依頼もございました。そういった準備もしつつ、今回は学習指導要領の改訂を伴わない教科書採択でございますが、さまざまな点での変更点等ありますので、わかりやすい形で資料提供の準備をしていきたいと考えております。

○綱川委員 よろしくをお願いします。

○澤委員長 ほかにございますか。

将来の日本を担う子どもたちのベースになる内容の教科書ということが一番重要な視点です。港区はいろいろな意味で先進的な地域なので、子どもたちにとって、将来港区で教育を受けてよかったと思われる教科書を採択したいと思っておりますので、指導室長よろしくをお願いします。

○指導室長 はい。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

6 平成27年度港区小中学生海外派遣事業について

○澤委員長 次に、「平成27年度港区小中学生海外派遣事業について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「平成27年度港区小中学生海外派遣事業について」報告をいたします。

資料ナンバー6をご覧ください。まず、事業の目的です。毎年、この海外派遣の直接の体験が非常に本区の国際理解に重要な意味を持っており、小中学生にとって将来の自分の進路にかかわる大変有意義な事業だと認識しています。本年度もこのような目的に沿って進めてまいりたいと思っております。

派遣先、派遣期間、内容等はこれまでと同様です。

4の団員についてです。引率者の一覧をご覧ください。小学校は、本村小学校の黒田校長を団長として、6名の引率教員で構成しております。中学校は、赤坂中学校の高松校長を団長として、小学校と同様6名の引率教員で構成しております。

本区での経験、学校での貢献度、校長からの推薦、さらに団長の校長からの推薦があった職員から人選を行いました。

それでは、派遣の児童・生徒についてです。本年度は、小学校の男子が13名、女子が25名、中学校の男子が11名、女子が31名となっております。例年のことですが、応募する人数がこの時点ではほぼ1対2に近い形で、女子児童・生徒の申し込みが多い現状があります。また選考において、学校長から推薦として上がってくる生徒の英語に対する関心や生活態度を考えると、こういった傾向になるのもやむを得ないところかと思っております。

ただし、英語力だけではなくて、国際貢献といった視点で考えたときに、当然、男女の区別なく、貢献する人材を育てなければいけないということからも、男子児童・生徒の応募が女子児童・生徒の応募に近づくよう学校へ啓発し、働きかけていかなければいけないと考えております。

事前・事後の研修については、記載のとおりです。

なお、結団式・報告会には、お忙しい中、教育委員の皆さんにはご都合をつけていただき、毎年参加をいただいております。本年度、結団式は5月18日月曜日午後3時30分から区役所9階大会議室で開催いたしますので、お時間がありましたらご参加くださいますようお願いいたします。報告会は、9月12日土曜日午後2時30分を予定しております。

簡単ですが、説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

指導室長が言われるようになかなかいい事業で、中学校の卒業生がこのオーストラリア派遣でいろいろなことを経験し、将来を決める上で非常に役に立ったという話も聞きます。

港区の場合、小学校1年生から英語の授業があり、卒業式のときに、6年生の何人かが将来展望として英語を生かした仕事に就きたいと述べていました。オーストラリア派遣は、子どもたちの将来を決める上でいい経験になっていると実感しました。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

7 生涯学習推進課の5月事業予定について

8 図書館・郷土資料館の5月行事予定について

9 5月指導室事業予定について

○澤委員長 次に、「生涯学習推進課の5月事業予定について」、「図書館・郷土資料館の5月行事予定について」、「5月指導室事業予定について」、この3件の定例報告については、配付資料のとおりです。各案件について、ご質問ございますか。

何か特に説明したいことはありますか。

○生涯学習推進課長 特にございません。

○図書・文化財課長 特にございません。

○指導室長 特にございません。

○澤委員長 図書・文化財課長、資料ナンバー8の4ページにその他(共同)として、こどもの読書週間合同展示、学校図書館関係者連絡会がありますが、共同とはどういう意味ですか。

○図書・文化財課長 こちらについては、直営と指定管理を分けるようにしましたので、みなと図書館を中心に指定管理館を含め合同で実施するものについて、共同という表現を使わせていただいております。

○澤委員長 わかりました。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○澤委員長 わかりました。なければ、これもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を5月12日火曜日、午前10時から開会予定です。よろしくお願ひします。

皆さん、お疲れさまでした。

(午後4時36分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐